

# 第 2 回協議会以降の修正点について

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由																										
1	3	10	<p><b>1 関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)</td> <td>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>1 救援等に係る情報の収集及び提供</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>【指定公共機関等】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>略</td> </tr> </table>	大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整	略	略	東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供	略	略	略	略	日本銀行	略	<p><b>1 関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)</td> <td>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>【指定公共機関等】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構</td> <td>1 関係機関との連携・協力及び情報の収集・伝達 2 モニタリング活動支援・資機材の提供 3 復旧活動支援・資機材の提供 4 関係機関に対する武力攻撃事態等原子力災害の軽減及び復旧に関する指導、助言 5 関係機関による安否情報の収集に対する協力</td> </tr> </table>	大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	略	略	東海北陸厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保	略	略	略	略	日本銀行	略	日本原子力研究開発機構	1 関係機関との連携・協力及び情報の収集・伝達 2 モニタリング活動支援・資機材の提供 3 復旧活動支援・資機材の提供 4 関係機関に対する武力攻撃事態等原子力災害の軽減及び復旧に関する指導、助言 5 関係機関による安否情報の収集に対する協力	<p>消防庁作成都道府県国民保護モデル計画記載内容との整合</p> <p>消防庁作成都道府県国民保護モデル計画記載内容との整合</p> <p>市内に日本原子力研究開発機構東濃地科学センターが立地していることから機関を追加するもの</p>
大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整																														
略	略																														
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供																														
略	略																														
略	略																														
日本銀行	略																														
大阪防衛施設局(名古屋防衛施設支局)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整																														
略	略																														
東海北陸厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保																														
略	略																														
略	略																														
日本銀行	略																														
日本原子力研究開発機構	1 関係機関との連携・協力及び情報の収集・伝達 2 モニタリング活動支援・資機材の提供 3 復旧活動支援・資機材の提供 4 関係機関に対する武力攻撃事態等原子力災害の軽減及び復旧に関する指導、助言 5 関係機関による安否情報の収集に対する協力																														
		11																													

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
1	5	20	<p><b>4 本市において特に留意すべき事項</b></p> <p>略</p> <p>○ 市内の多くを山地が占め、中山間地域に多くの集落が散在している。</p> <p>といった特性に配慮した対応が必要となる。</p>	<p><b>4 本市において特に留意すべき事項</b></p> <p>略</p> <p>○ 市内の多くを山地が占め、中山間地域に多くの集落が散在している。</p> <p>といった特性に配慮した対応が必要となる。</p> <p><u>なお、市内における具体的な事態の想定や特性に配慮した対応については、関係機関と連携しながら、この計画で定める事項の具体的実施要領及び体制にかかるマニュアル作成時に、考慮し、実効性のあるものとしていくものとする。</u></p>	留意すべき事項を反映させる方法を明記するもの
3	1	38	<p><b>1 初動体制</b></p> <p>略</p> <p>情報収集体制については市緊急事態連絡室（仮称）を設置し、警戒体制については市警戒本部を設置し、その旨を県に連絡する。</p>	<p><b>1 初動体制</b></p> <p>略</p> <p>情報収集体制については市緊急事態連絡室を設置し、警戒体制については市警戒本部を設置し、その旨を県に連絡する。</p> <p>※ 他の記載箇所についても同様に（仮称）を削除する。</p>	名称を確定させ（仮称）の表現を削除するもの
3	3	44	<p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（国民保護法第20条関係）</b></p> <p>(1) 略</p> <p>なお、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、<u>地方連絡部長</u>等を介し、<u>防衛庁長官</u>に連絡する。</p>	<p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（国民保護法第20条関係）</b></p> <p>(1) 略</p> <p>なお、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、<u>地方協力本部長</u>等を介し、<u>防衛大臣</u>に連絡する。</p>	防衛庁の組織変更・防衛省への移行により表現を修正するもの

**土岐市国民保護計画（素案） 修正案**

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	4	52	<p><b>2 避難住民の誘導</b></p> <p>(2) 避難実施要領の策定（国民保護第61条関係）</p> <p>① 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県その他の関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成する<u>避難マニュアル</u>及び県の作成する避難行動指針を参考に・・・略。</p>	<p><b>2 避難住民の誘導</b></p> <p>(2) 避難実施要領の策定（国民保護第61条関係）</p> <p>① 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県その他の関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成した<u>避難マニュアル</u>及び県の作成する避難行動指針を参考に・・・略。</p>	消防庁のマニュアルは既に作成済みであるため
3	4	53	<p>⑤ 避難実施要領の伝達及び通知等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市長は、避難実施要領を定めたときは、市の他の執行機関、県、警察署長、消防長及び自衛隊地方連絡部のほか、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。</p> <p>ウ 略</p>	<p>⑤ 避難実施要領の伝達及び通知等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市長は、避難実施要領を定めたときは、市の他の執行機関、県、警察署長、消防長及び自衛隊地方協力本部のほか、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。</p> <p>ウ 略</p> <p>※ 図中の記載箇所についても同様</p>	防衛庁の組織変更により表現を修正するもの
3	5	63	<p><b>3 救援の内容</b>（国民保護法第75条関係）</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>④ 医療の提供及び助産</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ DMAT（災害時医療支援チーム）の活用</p> <p>災害現場に派遣される医療チームとして編成された「<u>Disaster Medical Assistance Team</u>（略してDMAT）」を活用する。</p>	<p><b>3 救援の内容</b>（国民保護法第75条関係）</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>④ 医療の提供及び助産</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ DMAT（災害時医療支援チーム）の活用</p> <p>災害現場に派遣される医療チームとして編成された「<u>Disaster Medical Assistance Team</u>（略してDMAT）」を活用する。</p>	スペル間違いによる訂正

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
別添3		92	安否情報省令第2条に規定する様式第3号 安 否 情 報 報 告 書	安否情報省令第2条に規定する様式第3号 安 否 情 報 報 告 書 ※ 別添の様式に差替え	安否情報省令改正に伴う様式の訂正が不十分であったため
別添5		94	安否情報省令第3条に規定する様式第4号 安 否 情 報 照 会 書	安否情報省令第3条に規定する様式第4号 安 否 情 報 照 会 書 ※ 別添の様式に差替え	
別添6		95	安否情報省令第4条に規定する様式第5号 安 否 情 報 回 答 書	安否情報省令第4条に規定する様式第5号 安 否 情 報 回 答 書 ※ 別添の様式に差替え	